

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和3年2月定例県議会に提案される職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

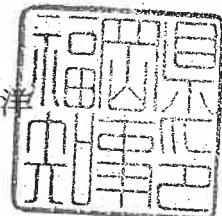
令和3年2月19日
教 育 長

別紙①

2人第1373号
令和3年1月22日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋



条例の提案に対する意見の聴取について

令和3年2月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29
条の規定により、貴委員会の意見を求めます。なお、令和3年1月27日(水)
までにご回答願います。

記

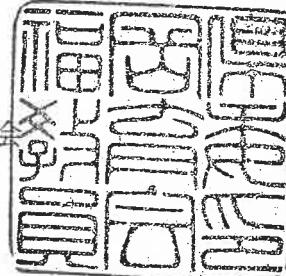
- ・職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

別紙②

2教総第2076号
令和3年1月26日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対1月22日2人第1373号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

(総務部人事課)

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由
行政手続の簡素化を図るため、職員の服務の宣誓について、宣誓書を見直すもの。
- 2 改正の概要
宣誓書の様式から「印」を削除するもの。
- 3 施行期日
公布の日

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

要綱

一 概要

行政手続の簡素化を図るため、職員の服務の宣誓について、宣誓書を見直すものである。

二 条例案の要旨

- (一) 宣誓書の様式から「印」を削除するものである。 (第二条
関係)
- (二) この条例は、公布の日から施行するものである。 (附則
関係)

第二二二号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和三年一月二十二日

福岡県知事 小川洋

理由

行政手続の簡素化を図るため、職員の服務の宣誓について、宣誓書
を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第十一号）
の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現行
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>宣 誓 書</p><p>私は、ここに主権が國民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p><p>年　月　日</p><p>氏　名</p></div>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>宣 誓 書</p><p>私は、ここに主権が國民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。</p><p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p><p>年　月　日</p><p>氏　名印</p></div>

資料

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和3年2月定例県議会に提案される福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり福岡県知事職務代理者から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年2月19日

教 育 長

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例 の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い当該学校の職員の定数を改めるものである。

2 改正の概要

学 校 種 別	条 例 定 数 案	現行定数との比較
県立中・高等・中等教育学校	6, 041人	△39人
県立特別支援学校	1, 947人	△2人
市町村立小・中・義務教育学校	16, 582人	272人
市町村立特別支援学校	224人	5人
合 計	24, 794人	236人

3 施行期日

令和3年4月1日

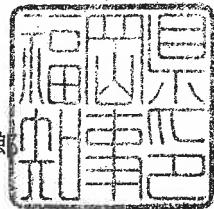
別紙1

2 教教第3569号
令和3年2月9日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

本年2月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

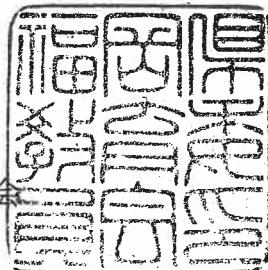
別紙2

2教教第3570号
令和3年2月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対2月9日2教教第3569号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

第三四号議案

福岡県立学校職員定数条例及び福岡市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和三年二月二十二日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三八九人」を「五、三四九人」に、「四五七人」を「四五六人」に、「二三四人」を「二三六人」に、「六、〇八〇人」を「六、〇四一人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八五五人」を「一、八五三人」に、「一、九四九人」を「一、九四七人」に改める。

(福岡市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、六四九人」を「一四、九〇七人」に、「六八一人」を「六七四人」に、「二二〇人」を「二二三人」に、「七六〇人」を「七七八人」に、「一六、三二〇人」を「一六、五八二人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇五人」を「二一〇人」に、「二一九人」を「二二四人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

第二四号議案

福岡県立学校職員定数条例及び福岡市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
新旧対照表

		福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第二号)																																	
		改 正 案		現 行																															
		(職員の定数)																																	
第二条 職員の定数は、次に掲げるどおりとする。			第二条 職員の定数は、次に掲げるどおりとする。																																
2	(略)	<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校の職員</td><td>中学校、高等学校及び中等教育学校の職員</td><td>校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員</td><td>五、三四九人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>六〇四一人</td><td>四五六人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>一、八五三人</td><td>一、三三四人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>一、九四七人</td><td>六〇八人</td></tr> </table>	特別支援学校の職員	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、三四九人	計		六〇四一人	四五六人			一、八五三人	一、三三四人			一、九四七人	六〇八人	<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校の職員</td><td>中学校、高等学校及び中等教育学校の職員</td><td>校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員</td><td>五、三八九人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>六〇八一人</td><td>四五七人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>一、八五五人</td><td>一、三三四人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>一、九四九人</td><td>六〇八人</td></tr> </table>	特別支援学校の職員	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、三八九人	計		六〇八一人	四五七人			一、八五五人	一、三三四人			一、九四九人	六〇八人
特別支援学校の職員	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、三四九人																																
計		六〇四一人	四五六人																																
		一、八五三人	一、三三四人																																
		一、九四七人	六〇八人																																
特別支援学校の職員	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 寒暑助手を含む。 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、三八九人																																
計		六〇八一人	四五七人																																
		一、八五五人	一、三三四人																																
		一、九四九人	六〇八人																																

		福岡市町村立学校職員定数条例(昭和二十九年福岡県条例第五十号)																																	
		改 正 案		現 行																															
		(定数)																																	
第二条 前条の職員の定数は、次の表のどおりとする。			第二条 前条の職員の定数は、次の表のどおりとする。																																
2・3	(略)	<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校の職員</td><td>小学校、中学校及び義務教育学校の職員</td><td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td><td>一四、九〇七人 六七四人 一三三八人 七七八人 六五八人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td>一一〇人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>一四、八八八人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>一二〇人</td></tr> </table>	特別支援学校の職員	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、九〇七人 六七四人 一三三八人 七七八人 六五八人	計			一一〇人				一四、八八八人				一二〇人	<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校の職員</td><td>小学校、中学校及び義務教育学校の職員</td><td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td><td>一四、六四九人 六八一人 一三〇八人 七六八人 一六、三一〇人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td>一一九人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>一〇五人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>四八人</td></tr> </table>	特別支援学校の職員	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、六四九人 六八一人 一三〇八人 七六八人 一六、三一〇人	計			一一九人				一〇五人				四八人
特別支援学校の職員	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、九〇七人 六七四人 一三三八人 七七八人 六五八人																																
計			一一〇人																																
			一四、八八八人																																
			一二〇人																																
特別支援学校の職員	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、六四九人 六八一人 一三〇八人 七六八人 一六、三一〇人																																
計			一一九人																																
			一〇五人																																
			四八人																																

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和3年2月定例県議会に提案される特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事職務代理者から意見の聴取があつたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

令和3年2月19日
教 育 長

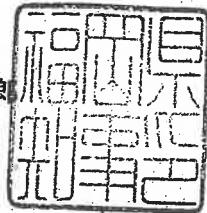
別紙1

2人第1651号

令和3年2月10日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事職務代理者 福岡県副知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

令和3年2月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例

別紙2

2教總第2293号
2教財第1249号
令和3年2月12日

福岡県知事職務代理者 福岡県副知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）
(対2月10日2人第1651号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の制定に伴い、関係条例の規定を整理するもの

2 改正の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、同法附則第1条の2が削除されたことに伴い、同条を引用している関係条例の規定を整理するもの

(1) 新型コロナウイルス感染症の定義に係る文言を改めるもの

(特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例関係)

現 行	改 正 案
新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

(2) 特殊勤務手当の特例の適用期間を削除するもの

(特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例関係)

現 行	改 正 案
新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する政令で定める日までの間	削 除*

* 法改正により、新型コロナウイルス感染症が、期間の定めなく、「新型インフルエンザ等感染症」と位置付けられたことに伴い、特例の適用期間も定めないこととする。

3 施行期日

公布の日